

## 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 6月定例会 会議録

- 1 日 時 平成28年6月8日（水）午後3時～午後5時15分
- 2 場 所 市役所分庁舎6階 コミュニティホール
- 3 出席者 細田勲会長、後藤金蔵副会長、植松伸擴副会長、小室正明会計、  
佐藤次男監事、和田高伸監事  
篠原徳守、島田俊夫、真野宗直、三觜健一、林申次、内藤徳行、熊澤繁雄、  
弓達茂、成瀬清、滝本誠、新倉昭人、中田一夫、平松民平、青木三郎、  
古谷宏、沓澤幸子、館田郁夫、矢野福徳の各委員  
市民安全部（山田部長）  
保険年金課（岩佐主幹ほか1名）  
環境保全課（長島課長ほか1名）  
資源循環課（川口課長）  
高齢福祉介護課（重田課長ほか3名）  
障害福祉課（小山課長補佐ほか1名）  
防災対策課（大竹課長）  
市民自治推進課（岸課長、永倉課長補佐、廣瀬課長補佐、竹井副主査）  
事務局（安藤、長野）

(1) 開 会 後藤副会長

(2) あいさつ 細田会長

(3) 議 題

① ホームページの管理運営について

ホームページ管理運営チームの平松リーダーより資料に基づく説明があり、質疑応答を行った後、HPの業務委託契約については、契約書（案）のとおり承認された。

主な質疑は次のとおり。

問 HPを行うことにより、自治会の加入者が増えたかどうか伺いたい。またパソコンボランティア湘南と業務委託をすることについて、まちぢから協議会連絡会の設立に伴い、事務局でHPの業務はやっていくことになっていたのではないか。説明をお願いする。

答 自治会加入者が増えたかどうかはわからないが、HPはどこでもやっていることであり若い人を中心にアクセスは多い。加入者を増やすうえでは、広報紙やHPなどあらゆる手段によりやっていくことが必要である。今後もHPを見る人は増加していくものと思っている。

事務局からお答えする。まちぢから協議会連絡会については、今年度初めて立ち上げたもの

で、予算取りをしたものである。事務局でも努力し、出来るだけ事務局で対応できるものは対応していくよう心掛けている。5月に事務局で自治会連絡協議会のHPの更新ができるよう、パソコンの環境設定をしていただいている。地区の自治会からHPへの掲載依頼も来ており、すでに事務局職員が市民自治推進課職員の協力をいただきながら更新作業に取り組んでいるところである。これからも事務局で取り組み、わからない部分等が生じた場合は、パソボラ湘南にご協力いただきたいと思います。

問 来年度以降については、事務局で管理運営していくということでしょうか。

答 来年度以降については、基本的にはそういうことになる。しかし、データをアップすること自体は事務局が良いが、容量の問題や枠組みを少し変えなくてはいけないなど、事務局で対応することができないことが生じることも十分ある。そういう場合は予算の中で専門家をお願いしていくことになる。

問 各地区の単独のHPを作り、まちぢから協議会本体のHPに飛ぶような感じなのか。

答 現在の自治会連絡協議会のHPとほとんど似ており、今ここで言っているのは、各地区のまちぢから協議会のHPを作り、その中に単位自治会のHPを作っていくということである。

問 6月27日に研修会があるが、それぞれ地区別に記事をアップする作業の指導を受けるということだが、元のHPはどこが作るのか。

答 HPは、HP管理運営チームの方で用意をする。

問 各地区はそこに記事を張り付ける作業をこの研修でやるということでしょうか。

答 地区でHPをもっていないところは、例えば公民館を例に出すと、表紙は一緒に中身はそれぞれ違う。まちぢから協議会も同様なスタイルであり、その中にアップ、リンクしていくこととなる。

問 今までは、自治会連絡協議会のHPがあつて、その中に各自治会連合会の部分があり、Pさらに各自治会の内容を掲載する部分があつた。まちぢから協議会ではそうではなく、各地区のHPは単独で作っておいて、まちぢから協議会連絡会のHPを開け、地区の協議会をクリックするとその地区へ飛ぶというイメージか。

答 現在の自治会連絡協議会のHPには各地区や単位自治会のイベントは出ていた。それがなくなり、各地区のまちぢから協議会のHPを作るということである。

問 各地区のHPを作り、地区の単位自治会の記事を入れるか入れないかは自主的に考えるということか。

答 そうである。各自治会にお任せすることになる。今までは、自治会連絡協議会に送って掲載していたが、これからは、それを各地区の担当者がやっていくことになる。入れるための器を作り、載せる内容については各地区のまちぢから協議会や自治会がやっていくことになるということである。

② 会報誌の発行について

事務局より口頭にて案を説明し、了解いただいた。

名称は、「まちぢから」とする。発行日は9月1日とし、9月15日号の広報紙とともに配布する。編集は、ホームページ管理運営チーム会議委員により行う。第1回の編集会議は、6月27日（月）のホームページ研修会終了後に開催することとした。

③ まちぢから協議会連絡会委員懇親会について

事務局より資料に基づき説明した。

④ その他

ア 情報交換について

和田監事（茅ヶ崎地区まちぢから協議会会長）より、茅ヶ崎地区と海岸地区の編成について会議をもって進めていることの報告があった。

イ その他

⑦ 地域コミュニティの認定について

市民自治推進課長より、説明の後質疑に入った。

主な質疑は次のとおり。

問 浜須賀地区はすでに認定を終えている。認定申請を終えていないところはいついつまでに申請をしてほしい、その時の要件としてはこういうところに気をつけなさいというような明文化されているものはないのか。

答 すでに昨年の夏ごろに制度の運用の中でということで、市が条件を定めて支援をしていくことになった。それに伴う8つの要件を示したものを各地区に配布をさせていただいている。その中で要件に基づいた形の中で、今回規約の改正など進めていただいていると思っている。

問 事細かに出してほしいと言っているのではない。今こうなっている、これからの経過のポイントはここだよという内容のものを出していただきたい。地元の坊地から協議会の中でいろいろ聞かれるが、はっきり言って説明に困ってしまう。例えば、認定申請にしても基本的には今まで何をしたかという、発足したばかりで、手続き的にも審議会の体制的にもなかなか地域で思っているようには進まない。大変なんだよと言って、納得してもらっていたら、実は浜須賀地区では継続事業とかいろいろあって、先に認定されたが、そうだとしたら他のまちぢから協議会にはなぜ早く認定申請を出すように言わなかったのかという疑問は残る。このことについてとやかく言う気はないが、現状ここまで進んでいて、今準備中のところは審議会までに書類を殿の得ていただきたい。そして次に、気を付けることはこういうところですかわかりやすく承ったほうが、まちぢから協議会に説明した時にわかりやすいと思うがいかがか。

答 基本的に、認定要件という部分は規約から読みとれる部分もありますし、あと今まで事

業をやってきたから認定をされるとかということではないと思う。実際の部分の規約が整備されているとか、まちぢから協議会自体が技術的に運営されているとか。

市民自治推進課の職員が、皆さんと一緒に考えてやっていくのでそちらの中で進めていただければ、基本的には認定されるものと思っている。やはり細かいところの部分でどういう活動を自分たちの中でなしている部分については、市の認定を受けるという中で、地域の皆さんのお考えもある中で、認定申請書の文書の書き方部分もあり、会長はじめ役員の皆さんとともに、地域担当職員も一緒に話し合いに入り、申請書を作成していただけたらと思う。

問 認定を受けた場合には財政的な支援ということで、3つの支援をしますとなっているが、そのほか、各地区の職員を1人置いているが、認定を受けない場合には、今後、職員を派遣できないのか、それとも財政的にこの3つの補助金はどうなるのか。

答 各地区での地域コミュニティを市が支援していくという中で、各地区でまちぢから協議会を立ち上げていただいている。認定を受けなくてもそれぞれ地域担当の職員が各地区の皆様と協議をしており、その体制は変わらない。

認定をした団体については、認定をする前の段階から措置運営費で10万円を支出している。認定をするしないにかかわらず、10万円は市の補助金として出す。ただ、認定されたまちぢから協議会については、活動がさらに活発になるだろうということでプラス15万円を補助している。認定をされたコミュニティについては、市からまず25万円が入ってくる。3つ目の財政的支援としては、地域から実行委員事業とあって、地域で話し合い、こういう事業をやるとこういう費用が掛かるということで、事業提案を頂く。認定されたまちぢから協議会でないと市に事業提案が上がってきても認定することはできない。

問 そうすると認定を受けなくても運営はそのままやっていてもいいよと聞こえるが、行政としてももう少し早くまちぢから協議会の認定を受けて下さいと言うそういう姿勢が感じられない。

答 7月14日に地域コミュニティ審議会が開かれる。そこで認定申請をあげていただきたい事を説明するつもりでいる。審議会は協議の場としてやっているのだから、そこで認定を受ける受けないという行政処分ということが出てくる。各地域で立ち上げていただくまちぢから協議会が活発になっていくこと、そのために援助もできるだけしていきたいという部分もあるので、出来るだけ早く申請していただき、新たな事業提案も出していただければと思っているのでご理解いただきたい。

問 コミュニティの認定ということで議題に上がっている。ダイジェスト版で分かりやすく配布すべきであると思う。担当職員もいる中で、出来るだけ立ち上げるという願いをする立場ではないのか。

答 地区担当職員が、運営委員会や役員会に行っているのだからそれに向けて話もってきている。公募の委員も募集することについても、認定に向けた作業の一部だと思っているので、言葉が足りなかったということであれば誤らなくてはいけない。財政支援もしていきたい

と思っているので、7月14日にできるだけ多くの地区のまちぢから協議会から認定申請をあげていただくことを願います。

問 今スタートしているところについては、申請を出しても認定しないよということはありませんか。しかし、こういうところがいろいろ問題になっているようだから、足りないところを埋めてほしいというようなことをもっとわかりやすく伝えるべきである。公募委員の事を言われたが、今スタートしているまちぢから協議会は全部募集して埋まっているのか。埋まっていればよいが埋まっていないのであれば、申請を出した段階でこの要件が満たされていないから、今は認定出来ない。こういう要件を満たしてほしいということが出てきてしまう。こういう具体的な流れがよくわからない。

認定してからプラス15万円の事業費を出すとなると、浜須賀が認定された時から、次の手続きの間に何がどうなったのかということを知りたい。7月に認定の審議会をやるということなので、準備が進んでいるところには、それまでにこういう要件を整えて下さい、整っていないところはこういう作業を急いでくださいというふうに言ってもらうことが親切ではないのか。ここだけ明確にしたい。これから我々は何を重点にしないでいいか。要件が整っているところはどのくらいあり、7月に全部揃うのか。

答 定例会でも話をしていて、まず募集をしてくださいという話をさせていただいたが、地区によっては募集を掛けていない部分もある。そのところは3つの要件から外れる部分だと思う。挙げてきていただいても、その部分については認定することはできない。後、基本的に、公募委員の募集したところに関しては、各地区の規約などについて担当職員から聞いていることは、要件はまず間違いなくクリアしていると聞いている。

本日、皆さんからご意見を頂いたので、日程に向けた分かりやすい資料を作り、地区担当職員から各地区の運営委員会の中でご説明させていただきたいと思うので宜しくお願いします。

④ まちぢから協議会連絡会推薦の審議会等委員名簿及びかながわ協働推進協議会構成員の推薦について

事務局より、まちぢから協議会連絡会推薦の審議会等委員名簿の配布と神奈川県から推薦依頼のあった「かながわ協働推進協議会構成員」について、細田会長の推薦となることを報告した。

⑤ 記章について

事務局より、役員会において記章は作らないこととしたことを報告した。

4 茅ヶ崎警察署からの依頼事項について

茅ヶ崎警察署の生活安全課長より、資料に基づき、まちぢから協議会との連携への取り組みについて説明があった。

5 行政からの依頼事項等について

○ 定例・報告事項

(1) 後期高齢者医療保険の保険者証一斉更新について（保険年金課）

市民自治推進課長より資料に基づき説明があった。

(2) 美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎の広報について（環境保全課）

市民自治推進課長より資料に基づき説明があった。

○ 依頼・説明事項（新規事業等）

(1) 自治会向け環境学習（出前講座）について（資源循環課）

市民自治推進課長より資料に基づき説明があった。

(2) 避難支援等関係者（自治会・民生委員・児童委員等）への名簿の利用及び提供に関する説明について（高齢福祉介護課・障害福祉課・防災対策課）

市民自治推進課長より資料に基づき説明があった。

(3) 意見交換会の開催について ～地域における要配慮者等の支援について考えよう～

（高齢福祉介護課・障害福祉課・防災対策課）

市民自治推進課長より資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

問 今まで自治会長のところに配布されていた名簿については、手を挙げた人の名簿と理解しているが、手を挙げた人ではなく市が考えた人などについても一緒に送られてくるという理解で良いのか。

答 地域防災計画の抜粋を配布させていただいているが、裏面に要援護者名簿の対象者ということで、障害者、高齢者ということで位置づけをさせていただいている。国は、市町村長が名簿を備えておいて災害が発生した時にはすぐに出してくださいと言っている。もう一方では、共助という部分で、命が助かったという事例が大きな災害ではあるので、日頃から顔の見える関係を作るうえで平常時の提供についても進めて下さいということになっており、これについては、この対象者の方々に市がお手紙を出して、地域に提供してよいかどうか確認する。そしてその際には、日頃から言われている通り、どういう状況で困っているのか、家族がいるのか詳細を一緒に回答しておく。そして、取りまとめたうえで、同意が得られた人の分だけ地域に提供するという事を考えている。

問 高齢の人で何かの時に動けないのではと思っても基本的に手はあげない。要するに介護認定があってもなくても救急車を呼ぶのは嫌だ、呼ばなくていい。死んだら葬儀屋で家族葬でやる。そこまで進んでいる。手を挙げる人はいませんかという対象者は広げるけれども名簿に載せるのは載せて下さいという人だけだよととれる。そうすると何かの時に助けて下さいと言ったって、市のデータからは手を上げない人のは送らないから地域で勝手に調べて調えろよというふうに聞こえるがそれでよいか。

答 まず手紙を出す。本人確認が出来れば集約してお渡しできるが、同意が必要ないという方もたくさんいらっしゃると思う。そちらについては、手紙を出すときにしっかり判断してもらえよう通知を工夫してもう一度考えていただくようにしていく。それでも返事がない場合については、特定できるので機会をとらえて通知していく。段階的に同意をとっていくということで対応していかざるを得ないので、ご理解いただきたい。

問 この制度は非常に有効であることは理解している。市の方で今までよりもさらに充実してフォローしていくという方向になると理解しているが、実際に援助を受ける人が誰かとなると、今までは自治会あるいは自主防災会が差し伸べるのは、災害でやってくれと理解しているが、それぞれ状況があり、充実しているところもあればそうでないところもある。要援護者支援制度に登録しているにもかかわらず助けが来なかった。その時には、市に届け名簿も自主防災会にやっているのに来なかったと。そんなことはないかと理解しているが、網の目を細かくし、自治会、自主防災会に重みがかかってくることになる。そういうことまで話が及ばないようにしてもらわないと将来的に大変なことになってしまうという懸念も持っている。登録しているのに助けに来なかったということで裁判になったりしたら大問題である。

市や国の方でやる制度が各自治会の改正に合った形でやれるよう、取り組んでいただかないと、良いことをやっても自治会ではついていけない。配慮をお願いしたい。自治会や自主防災会が対応できる事なのかよく管型うえで制度設計をしていただきたい。

問 関連である。対象を広げた姿勢は理解する。対象者を守るために自治会に通知をしたい。通知をすることは困るという人は態度を明確にしてほしいというやり方の方が分かりやすいが出来ないか。

問 熊本自身だけの問題だけではなく、家屋や家具の倒壊などもあり、ハンディキャップを持っている人だけが対象ではなくすべての人が対象になる可能性が増えている。ノミネートに勢力をやるのではなく、防災対策課が一枚加わり、安否確認を隣近所でやるという旧態依然の発想を中にいるメンバーはじめやっている側、あなたは対象ですか、対象ではないんですかとかと調べたら責任がある。誰がやればいいのか、調べる必要はないとは言っていない。まず隣近所で安否確認をして、大丈夫なのか。そして地域としてみんなが今10人なら10人重篤者がいる。すぐ救急車なり市の専門職員がほしい、各拠点校に行き本部と連絡を取る。今まで言っていないながらここがどこもやっていないところである。空理、空論ばかりで、そこに勢力をと言っても誰がやるか、市もできない、民生委員だつてできない。自分たちの自治会や学校、安否確認をやっているところありますか。数少ない。批判している時代ではない。趣旨は賛同するが、やり方にもう少し知恵を出した方がよい。

答 前回のまちぢから協議会連絡会の総会の時にも話をさせていただいたが、熊本地震の反省もうけ、いつ起こるかかわからない災害に対して、防火訓練の中で実際に行ったことを想定し、どんな訓練をしていただいたらいいのか、市の方で作り、提案申し上げる。その中で、昔の基本はとなりの人通しが大丈夫かというのが基本であった。ただ、まちぢから協議会が

生まれた時に、皆さんにお話ししたと思うが、その近隣のふれ合いが少なく、大災害が起きた時に命を守る取り組みが出来るのかという、本来は共助、行政は通常業務では100人に対して職員1人としているが、大災害が起きたら100人に対して1人では済まない。だからそのところは共助で持っていたかかないと、それに対処して行けない。でも共助の部分が弱まっているので、国が法制化をして、その共助を助けようというものがこの名簿である。名簿は、義務も生じないし働きを強めていくための一つの基礎的なものとして扱っていただくことが基本だと思っている。今回の提案は、まず安否確認は基本だと。この名簿も完成したものではないし、今回国が広域等を対象に名簿を作りなさいと法的に決めた。それは地域の中での扱いを私どももお手伝いしながらこの名簿をどのように取り扱っていくか、実際にやってみないといけないと思っている。行政が投げたわけでもなく、同じな名簿も消防や警察も持っている。今回の情報の儒伝達をしていただきたいとお願いするが、特に重篤な方については、市も把握し、控除の中でも助けていくことも考えていかなくてはならないとも思っている。

問 要配慮者と要支援者とは国の法律の中でそうなっていると思うが、どのようにちがうのか統一した方がよいのではないか。

答 要配慮者と非難行動要支援者とは、災害対策基本法の中で定めがある。文章だけではわかりづらいので、地域に話していく上ではそれぞれどのような人が対象となるのか、わかりやすく説明できるようにしていく。

問 ここで簡単に説明していただきたい。

答 要配慮者については、国のガイドライン等で説明があったように妊産婦、乳幼児、外国人、未就学児、乳幼児、障害時、高齢者の枠組みがあり、その中でも特に非難の時に支援を要するものを地域防災計画に定めて、市で名簿として持ちなさいと言われていた。今回はそのような人たちのうち、当然そういう人たちの支援しなくてはならないが、さらに支援が必要な人として、地域防災計画の抜粋の裏面にある1~4を対象とした人たちの支援が必要だということ定めたということである。

問 地域防災計画抜粋の資料に名簿の作成部分があり次のいずれかとして①~④までが書いてある。④については「災害時要援護者支援制度」登録者のうち本制度への登録に同意する者」とあるが、これについては今まで通りだが、これ以外の①~③が上がっているということでこの部分を明確に説明いただければいい。了解していなくてもこういう方の名簿を作る方向だということだと思ふ。それと名簿を作ったとしても支援する義務が生じているわけではない。しかし、市ではできないからできるだけ自治会の方で頑張ってもらいたい、そのための名簿は用意するからそれ以降どうするかは自治会任せですよ。基本的にはそういうことでいいか。

答 名簿の同意をとるときの対応として、どのようにするか私たちの間でも例えばイエスだけを聞けばいいのではないかと、もしくはノーだけを聞けばいいのかではないかと。私たちは、イエスとノーの両方を聞こうと考えている。理由はノーだけだと平常時これ以外の方には



については地域に名簿を出すことを統一するということになると思うので、そうするとその方のお体の状況、ご家族の状況、こういうものが分からないままに名簿を提供することになるのではないかと。私たちは名簿に同意すると言った中で、ハイといった方にはご家族の方の状況とか、例えば杖をつかないためですかとか、それぞれの方の体の状況も違うと思うので、そちらの状況も確認し、名簿を作っていきたいと考えている。

今の段階では、イエスとノー両方を聞いてなるべく細かく情報を【取ろうということをしていければと考えている。準備については、本日お願いしている通り、地域の方に出向き、この制度の変更の説明とか今後各自治会で進めていく中で、保健福祉部、市民安全部、こちらと一緒にこの名簿を作った中で普段の見守りですとか、災害時にはどのような形でしていけばいいのか、一緒になって考えていきたいと思っている。まず、その第1歩として、12地区で説明させていただきたいと思っているので、宜しくお願いする。

問 建前は分かる。自治会長のところにこの人たちを注意してくださいよという名簿が来ている。この中には本当に注意をしなくてはいけない人と、それなりに不安だから登録しておこうという人がいる。現実に見守ってくださいと言う人でも見守る側の私よりはるかに元気にふるまっている人もいる。いけないと言っているわけではない。本当に見守らなくてはいけないけど、絶対手を上げない人もいる。安否確認といっても一軒の家には何人かいるわけだから、年寄以外にいるのか、小さい子がいるのか、要するにどこに誰がいるのかわからない。私は半分開き直って、自治会にも入らないし、付き合いもない人については、何かの時に地域で助けて下さいと言ってもそんなの助けられないと最後は言っているが、公には言えない。そこでどこに問題のある人がいるのか、今日の提案というのは、一步踏み込んでいるものである。こういう人たちがどこにいるのかということを知らせるとするのが基本ではないか。それを考えずに家族の支援体制がどうだのだから、そんなこと行政で全部はできない。

近所では～さんが死んだが、一人暮らしと置いていたら今年に入って孫と一緒に住んでいた。今、地域の実情は、葬式にも来てほしくないという人もいる。そういう現実の中でどうやって地域がどこにどういう人が居てどういう問題があるのかをつかんでいくか、そこをもっと真剣にやらないと聞く耳だけ使って、自治会と民生委員との情報交換をしてくださいとやった。結局何にも出てこない。なぜかと言うと、個人情報保護の義務がありますとか、という話になってしまう。だから1年以上やっていない。信頼のできる自治会役員なり、民生委員なりボランティアなりあそこのだれだれさんきを付けないとまずいね。登録していないけどこういう問題があるね。障害時も養護学校のバスが来て、何処の建物から何人乗っていったか、私は分かっている。だけどみんなが知っているわけではない。何かの時にそのホト達は動けなくなる。分かっている。

だからこの提案を見て、踏み込んできちんと目を付けたと思った。思ったがそこ一步踏み込んで地域を心配して行政は情報を流すんですかと。行政が詳しく調べて、問題のないのだけ流しますという、その程度の話ではたぶんまじめな自治会長はみんな分かっている。そこを

どのようにしていくのかその決意がいまいちわからない

問 この問題は、長野県の佐久市を視察に行った際、話し合いの最初に出た問題である。今の要援護者制度とは全然違う。要援護者制度の対象になっている人は手を挙げた人である。今度の非難行動要援護者とは、手を上げなくても支援者になる。ほんとうにてだすけがひつような人でも手を挙げていない。だからこんどはそうではなく手を挙げていない挙げていないにかかわらず、リストは作るよ。そのリストを発表してもいいかどうかは本人が嫌だということであれば発表するわけにはいかない。何回か説得し、出来るだけ発表させてくれとしたいということらしいが、今の要援護者制度とは全然違うものだという説明からはいらないから今までの延長だと思っている。延長の中に①から④の人が入りますなんて、そういう説明ではわかりにくい。この問題でリストにされた人は誰かが行かないと助からないという人をリストにするとやっている。考え方が変わったということをはっきり言わないと、前の要援護者支援制度がそのまま続いていて、内容が変わっていると受け取られるのではないかと私は思う。

答 これから12地区に伺わせていただくが、しっかり説明し誤解の内容にしていきたい。なお通知を差し上げた後、それぞれの会長と事前に打ち合わせ等もさせていただきたいと思っている。これは地域ごとにこういった形で住民の方に私どもの考え方を知っていただくかというところの手法がそれぞれ違うと思うので、個別に対応させて頂き、場を作ってください説明に上がりたいと思っている。

#### (4) 減災効果に直結した地区防災訓練について (防災対策課)

市民自治推進課長より資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

問 ①の訓練の目的の「死なないようにする」もっともであるが、調べてみるとほとんど15分以内に亡くなっているのが、大多数である。柱の太いものを入れるとか、ほとんど自助だけでしかありえないと思う。訓練で済むものではないと思う。これを目的にしても話が合わなくなるのではないか。

もう一つ訓練だが、主に行われるのが、安否と防災の拠点だと思う。熊本地震では生活が困ったということで、安否については独自に工夫してできると思うが、防災拠点については、我々のところで出ているのは、あらかじめ役割を分担しておいても実際にはできないだろうと。そこに集まったひとだけで自動的に役割を分担できるような訓練、人を決めないでもどうやったら集まった人だけで避難所を運営できるか、そういうところを目的とした訓練が必要である。今までやったことはない。決めておいてやるのではなく、そうじゃなく出来ないかと思っている。

問 資料の4ページに例として書いてあるが、地震が発生し途中で開会式、最後に閉会式となっているが一回でできるという意味で書いたものではないと思うが、私の言いたいことは、落ち着いて考えていくこと、この方法をどうするかは各地域の特性に実態にのっって

やるべきである。

それでみんなが助かればやればよい。しかし食事が出来なければ炊き出しをする人が必要だし、けがをした人がいれば処置をしていくことが必要。隣近所だけで分からなければレスキューなりそれぞれの専門家に連絡をする。

結論から言うと、安否確認に始まり、安否確認に終わるとホッとするとと思う。だから例としてここに書いてあるのは教科書的で喜ばしいが、こういうことをやっているから、逆に言うと、総花的になってしまう。最初の避難所から本部へ連絡が遅かった。避難所へ連絡する人は、各自自主防災会だと思う。正しい情報を素早くキャッチして、避難所に連絡し、可能ならばそこから本部に連絡する。配備職員の5人でやろうとしてもこれは無理である。今ちょっとポイントを絞って今まで茅ヶ崎市として盲点だった。やってなかったところを絞ってまず啓発していく。そしてそのほか、一本釣りのそれぞれの訓練は何処の場所でもできないことはないと思う。会社組織、職場、家某対事務所庭、隣近所でもよい。組織でやる、もっともっと重点的に本気になって私たちも含めてケアしていこうと思うが、いかがか。

答 避難所の運営については、訓練の中では各自主防災組織の中心的に役割を担っている方が受付に立っていただいて避難者の受け入れを行っていただいている。実災害の時を考えると避難所に避難されてきた方々で、そこで一つのコミュニティを作っていただき、体の利く方は聞く方で、そうでない方の支援とか、当然配備職員も運営の支援に当たるが、情報の集約の場でもあり、その辺も含め住民の方の意識といったのも日頃から啓発していくことも訓練の重要な役割と思うので、訓練企画については、地域の皆様とともに練っていければと思う。防災対策課としても宜しく願います。

今年度のテーマの一つとして、情報というところがある。救援ニーズとか、被害状況をいかに集約していただき災害対策本部の方まで上げていただけるか、また我々も情報を受けた対応、いかに地域の皆様に早く伝えることができるかということになるので、4ページのずめんについてはいままでのくんれんにあてはめたようなかたちで開会式、閉会式という風書いてあるが、実災害ではそぐわない部分もあると思うが、訓練イメージをつかんでいただこうということで書かせて頂いたものである。まずは安否確認、名簿などを活用し、効率的に安否確認をしていただいて、被害情報、支援ニーズがあれば、防災拠点である小・中学校に挙げていただき、配備職員が災害対策本部伝えと言った流れで行きたいと思っているので、地区の皆さんとどういった訓練がよいのか防災対策課職員と配備職員とともに打ち合わせの段階からはいらしていただきたいと思うので宜しく願います。

問 今後の茅ヶ崎の防災対策について、避難所の運営などは最近の熊本地震は参考になると思う。参考になったところは私たちの自治会では、避難するのは家が壊れていない方は避難しないで、家で待機してくださいという指導を基本的にやっていた。そうしないと避難所がどうしようもなくなってしまう。しかし、一回目の大地震では大丈夫でも二回目の大地震でつぶれるというそういう考え方が多い。情報として皆知っているのに、家が大丈夫でも避難所に避難してきた人は、家に帰せない。受け入れるしかない。従来想定していた人数より

も避難所で受け入れる人数は、多く予想しなくてはいけないだろう。それから備蓄している食料なども今までよりもプラスして考えておかないといけないなど、避難所については考え方を変えていかないといけないと思う。

それから避難所運営の時に、当番を決めても実際には集まらないだろうから全体的にゼネラルな情報をどうすれば運営の方法はあるけれど、ノウハウを持っている人を個人的に証明をしておけばその中の一人でも避難所に来てくれれば、リーダーとしてできる可能性は出てくる。そういう避難所の設営、運営等できる人を、体験した人を要請していくことが良いのではないかと思う。

もう少し、大人数の避難者が想定できることと設営のスペシャリストを養成していくことが必要であり、訓練内容を変更して行ければよいのかと思うので宜しくお願いする。

(会長) 防災対策課においては、地域防災計画をもとに取り組み内容についての説明や検討を進めていただきたいので宜しくお願いする。

事務局より、次回の定例会日程について、開催日時は、7月13日(水)午後1時30分、場所は、本庁舎4階会議室1、役員会は午後12時30分から同場所で開催することをお知らせした。

6 閉 会 植松副会長